

埼玉県観光関係団体等補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、別紙記載の埼玉県観光関係団体等の活動を促進し、商工行政の推進を図るため当該団体に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金の交付)

第2 第1の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱による。

(補助対象経費及び補助額)

第3 補助の対象となる経費は、団体の事業に要する経費とし、補助額は知事が別に定める額とする。

(交付申請書の様式等)

第4 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出期限は、毎年6月30日とする。

(添付書類)

第5 規則第4条第2項に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第6 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第7 団体の長は、知事の要求があったときには、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない

(実績報告書の様式等)

第8 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、事業完了（又は廃止）後又は、当該年度終了日の3月31日までに提出するものとする。

(補助金の請求)

第9 団体の長は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第4号の請求書を知事に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第10 補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備し、補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年6月23日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年6月26日から適用する。なお、日本観光協会関東支部に対する補助は、平成7年度のみとする。

附 則

この要綱は、平成12年5月23日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

別 紙

団体の名称

- ・一般社団法人埼玉県旅行業協会